

公募株式投信・ 公募公社債投信の税金

公募株式投資信託の税金

期中収益分配金への課税

公募株式投資信託^(注)の期中収益分配金は、「配当所得」として上場株式の配当と同様の課税方法が適用されます。したがって、収益分配金の支払時に20.315%（所得税15.315%・住民税5%）の源泉徴収が行われ、その後、総合課税、申告分離課税（所得税15%*、住民税5%）または申告不要のいずれかを選択します。申告不要を選択した場合は、源泉徴収のみで課税関係は終了し、税負担も20.315%で確定します。

申告する場合には、その申告する分配

金のすべてについて総合課税あるいは申告分離課税のいずれか一方を選択します。総合課税を選択した場合は、他の所得と合算したうえで確定申告を行います。この場合は、配当控除（[Q&A参照](#)）の適用があります。

一方、申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損などの損益通算を行うことができますが、配当控除は適用されません。

分配金は、源泉徴収口座に受け入れることができます。

●収益分配金の課税

源泉徴収 ^{※1}	申告		
20.315% (所得税15.315%、 住民税5%)	選択 ^{※2}	申告不要	○源泉徴収のみで課税終了
	選択 ^{※3}	申告分離課税	○税率20%（所得税15%*、住民税5%） ○配当控除適用なし ○上場株式や株式投資信託の譲渡損との損益通算可
		総合課税	○税率（所得税超過累進税率、住民税10%） ○配当控除適用あり ○上場株式や株式投資信託の譲渡損との損益通算不可

※1 非居住者の源泉徴収税率については、15.315%（住民税はなし）です。

※2 申告不要は、支払いを受ける収益分配金ごとに選択することが可能です。源泉徴収口座に分配金を受け入れる場合は、口座ごとに申告不要を選択できます。

※3 確定申告する場合には、その申告をする分配金（配当所得）のすべてについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択します。

(注) 以下では、公募株式投資信託という場合、特に断りがない限り、国内において設定さ

れた契約型の公募株式投資信託のことを指します。

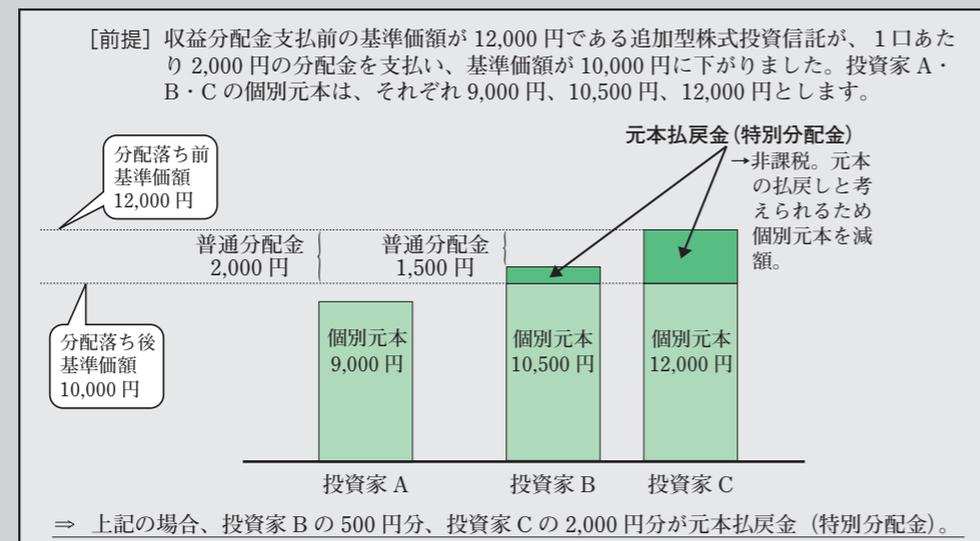
Q 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

元本払戻金(特別分配金)とは何ですか？通常の収益分配金と元本払戻金(特別分配金)の課税方法は違うのですか？

A 追加型株式投資信託の期中収益分配金には、課税される普通分配金のほかに非課税となる元本払戻金(特別分配金)が支払われる場合があります。

元本払戻金(特別分配金)とは、分配後の基準価額が、投資家の分配前の個別元本^(注1)(投資家が投資信託に投資した際の信託金額のこと。手数料は含まない)を下回ることとなる場合の分配金のうち、分配前の個別元本と分配後の基準価額との差額に相当する部分をいいます(下図

を参照)。元本払戻金(特別分配金)は、運用による利益ではなく、税法上、元本の払戻しに相当する金額であると考えられることから非課税の扱いを受けます^(注2)。元本払戻金(特別分配金)の支払いを受けた場合には、分配前の個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が新たな個別元本となります。購入時の基準価額に手数料等を加算した金額である取得価額も元本払戻金(特別分配金)の分だけ引き下げます。



(注1) 追加型の株式投資信託については、平成12年4月1日に、投資家すべての平均購入価額(平均信託金)を全投資家の元本とする「平均信託金方式」から、投資家個々の購入額を税法上の元本とする「個別元本方式」に変更されました。

個別元本方式への移行時から継続して保有している株式投資信託については、平成12年3月31日時点の平均信託金が元本とみなされます。

同一銘柄を複数回にわたり購入した場合には、追加購入する直前の個別元本と、追加購入時の個別元本(追加購入価額)を加重平均して、新たな個別元本が算出されます(移動平均法)。

(注2) 元本払戻金(特別分配金)は、従来は単に「特別分配金」と表現されていましたが、上記のように元本の払戻しに相当するため、「元本払戻金(特別分配金)」と表示の仕方が変更されました。

Q 株式投資信託と配当控除

株式投資信託の収益分配金等も、確定申告をして、総合課税を選択した場合には株式の配当金と同様に配当控除の適用を受けられるのでしょうか？

A 株式の配当金を受け取った場合には、配当控除として、受取配当金に対し所得税10%・住民税2.8%の税額控除の適用があります(105ページ参照)。株式投資信託も株式に準じた課税方法がとられているため、株式投資信託の収益分配金など「配当所得」として課税されるものには配当控除が適用されます(確定申告して総合課税を選択した場合に限ります)。

もっとも、税法上は、株式投資信託に組み込まれている株式の配当が収益のおよそ半分を占めるとみなし

ているため、配当控除率は株式の配当の場合の1/2とされ、原則として、収益分配金等について所得税5%・住民税1.4%(注1)とされています。さらに、投資信託約款などに記載されている外貨建資産や株式以外の資産の組入割合に応じて、配当控除率は低下する仕組みとなっています。

これを踏まえた、株式投資信託の分配金について総合課税とするか申告不要とするかの判断については106ページを参照して下さい。

また、ETFの配当控除については193ページを参照して下さい。

● 株式投資信託の組入資産と配当控除率

		外貨建資産の割合		
		50%以下	50%超 75%以下	75%超
株式以外の割合	50%以下	収益分配金に対し所得税5.0% ^(注1) ・住民税1.4% ^(注1)		
	50%超 75%以下	収益分配金に対し所得税2.5% ^(注1) ・住民税0.7% ^(注1)		
	75%超	配当控除の適用なし		
	75%超	配当控除の適用なし		

(注1) 株式投資信託の収益分配金等以外の課税総所得金額等^(注2)に、株式投資信託の収益分配金等を上乗せしたと仮定した場合に、株式投資信託の収益分配金等が1,000万円を超えることとなる場合には、その1,000万円を超える部分の配当控除率は上記の1/2となります。

(注2) 課税総所得金額等とは、所得控除の額の合計額を控除した課税総所得金額、分離課税長期(短期)譲渡所得の金額、申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます。

投資信託

■ 換金・償還時の課税

投資信託の換金方法には、証券会社等に対する受益権の譲渡による**買取請求**（受益権のまま、証券会社等が投資家から買い取る方法）と、証券会社等を通じ運用会社に対して信託契約の解除を請求する**解約請求**の2種類があります。

公募株式投資信託では買取請求及び解約請求の課税方法に差異はありません。

公募株式投資信託の買取請求による譲渡損益や解約請求による解約差損益（解約価額^(注)と取得価額との差額が「みなし譲渡損」または「みなし譲渡益」）は、上場株式等の譲渡損益と同様の課税方法となるため、**申告分離課税**が適用されます。

税率は、20%（所得税15%★、住民税5%）です。

公募株式投資信託の買取請求および解約請求により発生した譲渡損・解約損は、上場株式等の譲渡損失とみなされます。

控除しきれない公募株式投資信託の譲渡損・解約損については、譲渡損失の繰越控除（[□87ページ参照](#)）の適用対象となるので、翌年以降3年間に限り、損失を繰り越すことができます。

公募株式投資信託を特定口座で管理している場合には、買取請求・解約請求による譲渡益・解約益いずれについても特定口座の計算対象となります。

一般口座での譲渡益・解約益については確定申告が必要です。

償還時の償還差損益に対する取扱いも、上記の換金時の取扱いと同様です。

● 公募株式投資信託の換金時の課税

税務上の取扱い	解約益・譲渡益：上場株式等の譲渡益（譲渡所得）と同様 解約損・譲渡損：上場株式等の譲渡損失と同様
利益に対する課税方法・税率	申告分離課税、税率20%（所得税15%★、住民税5%）
損益通算	上場株式等の譲渡損益や申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得の通算ができる
損失の繰越控除	適用できる ^{*1}
配当控除	適用なし
支払調書	金額にかかわらず提出 ^{*2}
確定申告	原則として必要 ^{*3}
特定口座での計算	対象となる

※1 確定申告書の提出が必要です。

※2 特定口座内の公募株式投資信託については、支払調書の代わりに、特定口座年間取引報告書が提出されます。

※3 年間の譲渡所得が20万円以下などの条件を満たす場合（給与所得者、年金受給者の場合）や、特定口座で源泉徴収口座を選択した場合などは不要です。

(注) 解約価額は、通常、基準価額によりますが、信託財産留保額が徴収される場合は基準価

額から信託財産留保額を差し引いた金額となります。

公募公社債投資信託^(注1)の税金

公募公社債投資信託は上場株式等の範囲に含まれ、特定口座への受け入れも可

能となります。

■ 期中収益分配金への課税

公募公社債投資信託の分配金は、上場株式等の利子所得として、税率20.315%（所得税15.315%・住民税5%）の源泉徴収が行われた後、確定申告し申告分離課税を選択するか、申告不要とするかを選択できます。

申告分離課税を選択した上場株式等の利子所得は、上場株式等の譲渡損失との損益通算や繰越控除の対象となります。源泉徴収口座内で受け取った分配金は、源泉徴収口座内での損益通算も行われま

■ 譲渡損益への課税（買取請求）

公募公社債投資信託の譲渡については、上場株式等の譲渡所得等として税率20%（所得税15%★・住民税5%）の申告分離課税の対象となります。上場株式等の譲渡所得等の範囲で譲渡損益の通算

も行えますし、申告分離課税を選択した上場株式等の利子所得・配当所得との損益通算や繰越控除、損失の繰り越しなども可能です。源泉徴収口座内での取引の場合は、申告不要とすることもできます。

■ 解約・償還時の課税

公募公社債投資信託を中途解約する場合や償還を迎えた場合には、解約価額^(注2)または償還価額から取得価額を控除した金額が解約差益または償還差益となり、課税の対象となります。

公募公社債投資信託では解約の際に手数料（および当該手数料にかかる消費税等）が徴収される場合があります。このような場合、一律20%（所得税15%★・住民税5%）の申告分離課税の対象となるのは、手数料（および当該手数料にかかる消費税等）を控除した後の値上がり

益（解約価額と元本との差額）の部分です。

公募公社債投資信託の解約・償還については、税制上、譲渡と同様に扱われます。すなわち、公募株式投資信託の税制と同様に、譲渡（買取請求）も解約（解約請求）・償還もいずれも税制上の扱いは同じです。

なお、MMFやMRFの解約時は異なる税制上の取扱いがありますので、[□192ページを参照](#)してください。

(注1) 以下では、断りがない限り、国内において設定された公募公社債投資信託のことをさします。

(注2) 信託財産留保額が徴収される場合は、基準価額から信託財産留保額を差し引いた金額となります。



MMF・中期国債ファンド、MRFは日々決算型ファンドと呼ばれ、毎日決算を行って収益を全額分配する公募の追加型公社債投資信託です。収益分配金は1ヵ月分まとめて月末に再投資されます。マル優適格者はマル優を利用することもできます。MMF・中期国債ファンド（以下、MMF等）およびMRFの収益分配金は「利子所得」として扱われます。

◆MMF等の扱い

MMF等の収益分配金は上場株式等の利子所得として、税率20.315%（所得税15.315%・住民税5%）の源泉徴収が行われた後、確定申告し申告分離課税を選択するか、申告不要とするかを選択できます。源泉徴収口座内で受け取った分配金は、源泉徴収口座内での損益通算も行われます。

MMF等を一部解約または全部解約した場合は、受渡日に元本と収益分配金が合わせて交付され、元本部分は譲渡所得の計算対象（通常は譲渡損益はゼロ）、収益分配金は利子所得となります。

なお、マイナス金利政策導入等により、運用の基本方針とする安定した収益の確保が困難となったため、通常のお口座で売買可能なMMF、中期国債ファンドは平成28年にすべて償還しました。

◆MRFの扱い

MRFの収益分配金は上場株式等の利子所得として、MMF等と同様に扱われます。

MRFを一部解約した場合、解約時に交付される元本分の金額が譲渡所得の計算対象になります（通常は1口あたり1円が交付され、譲渡損益はゼロとなります）。月の途中に一部解約した分も含め、1ヵ月分の分配金が月末に再投資されますが、これは利子所得として扱われます。

MRFを全部解約した場合、解約時に元本と収益分配金が合わせて交付され、元本部分は譲渡所得の計算対象（通常は譲渡損益はゼロ）、収益分配金は利子所得となります。